

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和5年10月30日(月) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 11時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

第1	諸報告
第2	会議録署名委員の指名
第3	会期の決定
第4	議案第56号 農地法第3条の規定による申請の許可について
第5	議案第57号 農地法第5条の規定による申請の承認について
第6	議案第58号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
第7	議案第59号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第8	その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 8番 河野 博子 9番 杉尾 英敏

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	大山 幸男	局長補佐	今井 孝洋	係長	川崎 恵美
主査	別宮 愛				

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、10月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、10月の諸報告をさせていただきます。 1日、みやざき就農”応援”相談会2023がJAアズムホールで開催され、会長、森委員が出席されました。 5日、西都児湯管内農業委員会農委会長・事務局長合同会議が西都市役所で開催されました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 16日、宮崎県農業会議常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 19日、4・5条現地調査検討会、第3小委員会を開催しました。 26日、尾鈴農業公社第3回理事会・総会が尾鈴地域農業活性化センターにて開催され、会長が出席されました。 本日、10月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	12番	議長、12番。 10月10日、午前9時より役場第3会議室で6番委員と農家相談を行いました。相談件数は、2件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	(異議なしの声) 諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 8番 河野 博子(かわの ひろこ)委員 9番 杉尾 英敏(すぎお ひでとし)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り としたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第56号 3条許可	議長	【日程第4】議案第56号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第56号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	17番	議長、17番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、尾脇の山林の傍にありまして、10年来耕作していない土地になります。復元するには相当な手間と費用がかかるということで、この金額になっております。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願い申し上げます。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	8番	議長、8番。 一応、どのくらいの値段か教えて頂けませんか。
	17番	議長、17番。 全体で10万円だということです。
	議長	他に御質問はございませんか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第57号 5条承認	議長	【日程第5】 議案第57号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第57号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	ここで、議長を交代します。 < 2番委員に議長交代 > < 1番 委員退室 >
	議長(代)	調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	4番	議長、4番。 第3小委員会の委員長報告を行います。 10月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。 1号、2号とも調査しましたが特に問題はなく許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長(代)	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長(代)	1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は、記載のとおりです。場所は、山下商事と森林発電所の東側沿いに道路が通っていますが、その最初の田になります。筆数は4筆ですが、現状は2枚の田になっており、段差があるような状態です。各々道路から入る進入路があり、露天駐車場と申請にあります。造成はせずにそのまま砂利を入れて簡易的な従業員の駐車場にしたいという事でした。</p> <p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に関わる部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、立地基準を満たし且つ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしくお願いたします。</p>
	<p>議長(代)</p> <p>議長(代)</p> <p>議長(代)</p> <p>議長(代)</p> <p>議長(代)</p> <p>議長(代)</p>	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>1号 については、許可することといたします。</p> <p>ここで 1番 委員の入室を許可します。 < 1番 委員入室 ></p> <p>ここで、議長を交代します。</p>
	議長	次に、 2号 。
2号 補足説明	3番	<p>議長、 3番 。</p> <p>2号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。場所は、塩付の県畜産試験場前の大きな通りの道沿いとなります。山下建設が事務所を移転して、その横の農地を駐車場として使いたいという申請です。</p>

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置せねばならぬものであり、第1種農地以外の、周辺の土地に設置することによっては、その目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と認めます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>2号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第58号 集積(所有権)	議長	【日程第6】 議案第58号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第58号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す る法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、5件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定 された集積計画の御決定をいただきますよう、よろしくお願 い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	ここで 7番 委員の退室を求めます。 < 7番 委員退室 >
	議長	1号。
1号 補足説明	10番	議長、10番 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、伊倉公民館の西側にな ります。現地を確認したところそばが植えてありました。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3 項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく 御審議方お願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、決定することといたします。
	議長	ここで 7番 委員の入室を許可し、 6番 委員の退室を求めます。 < 7番 委員入室、6番委員退室 >
	議長	次に、2号 。
2号 補足説明	5番	議長、5番 。
	議長	2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちらの案件は相対での売買になります。場所は、10号線俵橋の信号を西に向かい、次の信号の角になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長(代)	次に、3号 。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
3号 補足説明	13番	<p>議長、13番。</p> <p>3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。自分の会社に売買するという案件になります。場所は、森林発電所の北側の角に5差路がありますが、そこから県道に伸びている道路と山本小学校に伸びている道路の間の田になります。現状は、次の4号、5号に出てくる田と1枚になっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長(代)	<p>3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長(代)	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長(代)	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長(代)	<p>3号 については、決定することといたします。</p>
4号 補足説明	13番	<p>議長、13番。</p> <p>4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。3号で説明した同様の案件になります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長(代)	<p>4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。</p>

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長(代)	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	4号 については、決定することといたします。
	議長(代)	次に、 5号 。
5号 補足説明	13番	議長、13番。 5号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。3号、4号で説明した同様の案件になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長(代)	5号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長(代)	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	5号 については、決定することといたします。
	議長(代)	ここで 1番 委員の入室を許可します。 < 1番 委員入室 >
	議長(代)	ここで、議長を交代します。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第59号 促進(中間)	議長	【日程第7】 議案第59号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第59号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、42件でございます。 内訳は、更新が1号から6号までの6件、親子間の耕作者変更が7号から26号までの20件、新規が27号から42号までの16件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
1号から6号	議長	提案理由の説明が終わりました。 1号から6号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から6号 については、承認することといたします。
7号から26号	議長	ここで 12番 委員の退室を求めます。 < 12番 委員退室 >
	議長	7号から26号 までの耕作者変更案件について、御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	7号から26号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 12番 委員の入室を許可します。 < 12番 委員入室 >
	議長	引き続き、27号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	ここで、議長を交代します。 < 2番委員に議長交代 > < 1番 委員退室 >
	議長(代)	27号、28号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
27号、28号 補足説明	14番	議長、14番 。 27号、28号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、川南病院の東側にある農地です。今年の12月から5年間の賃貸借となっております。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長(代)	27号、28号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長(代)	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	27号、28号 については、承認することといたします。
	議長(代)	ここで 1番 委員の入室を許可します。 < 1番 委員入室 >

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
29号、30号 補足説明	議長(代)	ここで、議長を交代します。
	議長	29号、30号 は、関連があるので一括いたします。
	1番	私が担当ですので、 29号、30号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、山本小学校運動場の南側と登り口地区の一番西側の高速道路の下の2か所になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	29号、30号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	6番	議長、6番。 借り手の畑の活用方法は聞いておられますか。
	1番	牧草を作るとのことです。
	議長	他に御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
31号、32号 補足説明	議長	全員賛成と認めます。
	議長	29号、30号 については、承認することといたします。
	議長	31号、32号 は、関連があるので一括して説明をお願いいたします。
	13番	議長、13番。 31号、32号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、KAORUファームが借りている農地の西側になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	31号、32号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	31号、32号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 9番 委員の退室を求めます。 < 9番 委員退室 >
	議長	33号、34号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
33号、34号 補足説明	3番	議長、3番 。 33号、34号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、2か所あって、1か所は平田川沿いの土地で7番委員に調査していただきました。もう1か所は高下地区の集落の中にあり、少し荒れていた感じでしたが借り手のの方が整備して使用されるという事でした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	33号、34号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	33号、34号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 9番 委員の入室を許可します。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p style="text-align: center;">＜ 9番 委員入室 ＞</p> <p>35号、36号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
35号、36号 補足説明	11番	<p>議長、11番。 35号、36号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、下竹浜の今井康雄さん宅の南側になります。現地を確認しましたがきれいに整地され、大麦若葉が植えられていました。畑の奥に一部土が盛られている場所があり、その部分については耕作面積からは除外されています。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	35号、36号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	35号、36号 については、承認することといたします。
	議長	37号、38号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
37号、38号 補足説明	11番	<p>議長、11番。 37号、38号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、東平下の児玉養鶏場のすぐ東側になります。現地を確認しましたがきれいに整地され、こちらも大麦若葉が植えられていました。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	37号、38号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	37号、38号 については、承認することといたします。
	議長	39号、40号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
39号、40号 補足説明	8番	議長、 8番 。 39号、40号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、鈴南の里の近くになります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	39号、40号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	39号、40号 については、承認することといたします。
	議長	41号、42号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
41号、42号 補足説明	11番	議長、 11番 。 41号、42号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。場所は、東平下の児玉養鶏場の北側になります。現地を確認しましたが、こちらは以前ハウスが建っていたのですが、撤去されてきれいに整地されています。畑の隅の一部に小さな倉庫があってその部分については除外となります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	41号、42号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	41号、42号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第8】「その他」となっています。何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 借り手の都合による解約が1件、売買のための解約が2件の計3件の解約でした。
	議長	「合意解約」について報告がありました。御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「11月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「11月の行事予定」について報告がありました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和5年10月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。